

第五節 鎮西談議所と宇都宮通房の活動

一 鎮西談議所の設置

弘安九年の法令

安達泰盛が失脚間際に、三人の「徳政」奉行を派遣して、九州を三分し、大友・少弐・安達盛宗の三守護人を合奉行として、宗たる神社の所領の回復・社壇の修理・神事の復活と名主職の安堵に当たらせたことは先述したが、内管領平頼綱が勝利を収めて間もない弘安九年（二二八六）に、次のような法令が出された。

鎮西の輩、訴訟の事、守護人、尋ね沙汰せしむべきの由、先日仰せられ畢ぬ。然りといえども、なお、地頭御家人・寺社別当神主供僧神官・所々名主・荘官以下、参訴を企つ。自今以後においては、別の仰せにあらざるの外は、関東・六波羅に参るべからず。住国せしめ、異国警固を致すべし、訴訟あらば、少弐入道・兵庫入道・薩摩入道・渋谷権守入道寄合で尋沙汰せしむべし。もし、国において、裁許し難くば、注進せしむべし、越訴たりといえども、尋ね究め注申すべし。関東居住の輩、鎮西の族を訴え申さば、下向せしめ、沙汰を経るべし。関東において、その沙汰有るべからず。

（原文は漢文『比志鳥文書』）

この法令の意味は「四人の鎮西奉行人を定めるから、今後、訴訟は鎮西で取り扱い、鎌倉や京都へ出かけて訴訟してはならない。しかし、四奉行人が裁許しがたいことは上申し、越訴の場合は、四奉行人が調べて上申せよ。関東の人が九州の人を訴えた場合は、九州で裁判するから、九州へ下向せよ」というものである。「大友文書」では、四奉行人のだれかが訴えられた場合は残りの人々が調査せよとある。

鎮西談議所の権限

幕府は異国警固を最重要事と考えて、九州の訴訟は博多で裁判することにした。従来訴訟の裁決権は源頼朝が保持していたが、執権北条氏の手に移り、鎌倉と京都六波羅のみ取り扱ったのであるが、異国襲来という非常時に際して、北条一門でない四奉行に裁許権を移譲したのである。これは重大な政策の変更であった。平頼綱の失政の一つであるという批判が北条一門から起こるに違いない。この特殊裁判機関を鎮西談議所と呼ぶようになった。

二 鎮西四奉行人宇都宮通房

肥後守護代から 鎮西四奉行人のうち、大友兵庫入道頼泰と少弐経資は豊後と筑前の守護であり、宇都宮筑後国守護へ 薩摩入道通房と渋谷権守重郷とは肥後・日向の守護北条氏の代官であった。すなわち、

守護クラスの御家人二人と北条一門の被官（御内人）二人という構成であり、宇都宮通房は御家人ではあるが、北条得宗家の「御内人」化していることが分かる。

御内人の統率者（内管領）平頼綱が御内人を起用したと考えることができる。